北海道滝川市からのお知らせ

令和8年11月
滝川市税務課市民税係

Ⅰ 令和9年度（令和8年分）給与支払報告書の提出について

給与支払報告書 記入例 ※記載方法については次頁からご覧ください。

⑨ 給与支払報告書（個人別明細書）再提出 ↑再提出時に朱書

※		※種別	※整理番号	※

支払を受ける者	住所	※区分	(受給者番号)
	① 滝川市大町1丁目2番15号		(個人番号) ② 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
			(役職名)
		氏名	(フリガナ) タキカワ タロウ 滝川 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 6,056,400円	4,404,800円	2,767,332円	内 0円

(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）								⑥ 16歳未満扶養親族の数	⑦ 障害者の数（本人を除く。）		非居住者である親族の数	
			特定		老人			その他		特親					
有	従有		人	従人	内 人	成人 人		人	従人	人	従人	人	特別 人	その他 人	⑧ 人
○	③	④ 380,000円	⑤							1		5			

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
⑨ 510,000円	内 787,332円	50,000円	円	81,800円

(摘要) ⑩

(1)滝川 六郎(年少)

滝川市大町1丁目2番15号 滝川商店(株) R8.3.31退社
支払金額 1,514,100 源泉徴収税額 49,380 社会保険料 196,833

⑪

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	23,650円	106,500円	円	円	円

住宅借入金等特別控除の額の内訳									
住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	1年	12月	1日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	15,000,000円 ⑭
住宅借入金等特別控除可能額	150,000円	居住開始年月日(2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円

⑮ (源泉・特別)控除対象配偶者				配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
(フリガナ)	タキカワ ハナコ	区分		⑯ 480,000円	円	⑪ 円
氏名	滝川 花子				基礎控除の額 ⑫ 1,040,000円	所得金額調整控除額 ⑬ 円
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3					

⑰ 控除対象扶養親族等				区分	⑱ 16歳未満の扶養親族				区分	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号
1	(フリガナ)	タキカワ イチロウ		30	1	(フリガナ)	タキカワ ジロウ			
	氏名	滝川 一郎				氏名	滝川 二郎			
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4				個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5			
2	(フリガナ)				2	(フリガナ)	タキカワ サブロウ			⑲
	氏名					氏名	滝川 三郎			
	個人番号					個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6			
3	(フリガナ)				3	(フリガナ)	タキカワ シロウ			5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	氏名					氏名	滝川 四郎			
	個人番号					個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7			(1) 890123456789
4	(フリガナ)				4	(フリガナ)	タキカワ ゴロウ			⑲
	氏名					氏名	滝川 五郎			
	個人番号					個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8			

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職 就職	中途就・退職 退職	中途就・退職 年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
										○		8	4	1	㉒ 昭和	60	6	4

⑳

㉑ 支払者		
個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 (右詰で記載してください。)	
住所(居所)又は所在地	滝川市大町1丁目2番15号	
氏名又は名称	㈱コスモス商事	(電話) 28-8019

令和9年1月より市役所に提出した場合、税務署への提出は不要となります。

※年末調整関係書類は滝川市役所3階3番窓口に設置しておりますので不足分がありましたら、ご自由にお取りください。

Ⅱ　給与支払報告書の記載方法について

記載欄①【支払を受ける者の住所】

支払を受ける方の住民票がある住所を記載。実際の居所が滝川にある場合は、摘要欄に住民票のある住所を記載。(後日居住地や住登外課税に関する確認を行う場合があります。)

記載欄②【支払を受ける者の個人番号】

支払を受ける方の個人番号を記載。

記載欄③【(源泉) 控除対象配偶者[※1]の有無等】※(源泉) 控除対象配偶者…詳細は後段参照

控除対象配偶者[※2]を有しているときに○を記載(年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているとき○を記載)。

記載欄④【配偶者(特別) 控除の額】

配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載。

記載欄⑤【控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く)】

次の親族を有しているときは、対象人数を記載。

1．特定扶養親族…19歳以上23歳未満(H16.1.2.～H20.1.1以前生まれ) の合計所得金額が62万円以下の親族

2．老人扶養親族…70歳以上(S32.1.1以前生まれ)　対象者が同居しているときは、内書に同人数を記載。

3．その他扶養親族…配偶者・老人扶養親族・特定(扶養) 親族及び16歳未満の扶養親族(H23.1.2以降生まれ) を除いた扶養親族。

4．特定親族…19歳以上23歳未満の合計所得金額が62万円超123万円以下の親族

記載欄⑥【16歳未満扶養親族の数】

16歳未満(H23.1.2以降生まれ) の親族を扶養しているときは、対象人数を記載。

記載欄⑦【障害者の数(本人を除く)】※同一生計配偶者…詳細は後段参照

同一生計配偶者[※3]又は扶養親族のうち、該当する人数を記載。なお、同居の特別障害者は内書きで記載。

記載欄⑧【非居住者[※4]である親族の数】※非居住者…詳細は後段参照

配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族、特定親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、非居住者の方がいる場合には、その人数を記載。

記載欄⑨【特定親族特別控除の額】

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額を記載。

※親族等の合計所得金額が62万円以下の場合又は123万円を超える場合は適用できません(後段記載欄⑰を参照)。

記載欄⑩【摘要】

1．控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が５人以上いる場合には、５人目以降の控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載。氏名の前には括弧書きの数字を付記し、記載欄⑲の「５人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号」、「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」との対応関係がわかるように記載。またこの摘要欄に記載される16歳未満の扶養親族の場合、氏名の後に「(年少)」と記載し、特定親族特別控除の適用を受けている親族の場合、氏名の後に記載欄⑰に対応する数字を記載(例「氏名(10)」)。控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が非居住者の場合、氏名の後に「(非居住者)」と記載。

2．中途就職者の場合で、前職分を含めて年末調整した場合は、前職分の支払金額などを摘要欄に記入し、「支払金額」欄には前職分を含めた合計額を記載。

3．同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く) が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、摘要欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその方が同一生計配偶者である旨を記載(例「氏名(同配)」)。

4．記載欄⑬の所得金額調整控除の適用があり、扶養親族が「特別障害者」「年齢23歳未満」の場合は、「氏名(調整)」と記載。扶養親族の氏名が、扶養親族欄に記載されている場合は省略可。

5．配偶者または扶養親族が退職手当等の支払いを受けることにより所得税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除の適用ができないときで住民税のみ控除を適用するときは、その配偶者または扶養親族の氏名、配偶者または扶養親族である旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合はその旨、非居住者の場合はその旨と合計所得金額の見積額を記載。氏名の前には(退) と記載し、「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」に対応関係が分かるように記載。また、退職手当等の支払いを受ける扶養親族がいる場合で納税者が寡婦またはひとり親であるときはその旨を記載。

6．年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用がある場合は、「租税特別措置法第41条の15の５第１項適用」と記載。

記載欄⑪【生命保険料等の金額】

1．新生命保険料の金額・・・・H24.1.1以降に契約した生命保険料の支払額を記載。

２．旧生命保険料の金額・・・・H23.12.31 以前に契約した生命保険料の支払額を記載

３．介護医療保険料の金額・・・介護医療保険契約等に基づいて支払った保険料を記載。

４．新個人年金保険料の金額・・H24.1.1 以降に契約した個人年金保険料の金額を記載。

５．旧個人年金保険料の金額・・H23.12.31 以前に契約した個人年金保険料の金額を記載。

６．旧長期損害保険料の金額・・地震保険料控除における旧長期損保支払額を記載。

記載欄⑫【基礎控除の額】

「給与所得者の基礎控除申告書」より転記。

記載欄⑬【所得金額調整控除額】

所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載。

記載欄⑭【住宅借入金等特別控除の額の内訳等】

住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該適用数を「住宅借入金等特別控除適用数」に記載し、適用区分を「住宅借入金等特別控除区分」に記載。なお、その住宅の取得等が特定取得に該当する場合は区分の後に（特)、特別特定取得に該当する場合は（特特)、特例特別特例取得に該当する場合は（特特特）と記載。

記載欄⑮【(源泉・特別）控除対象配偶者】

控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者又は特別控除対象配偶者の氏名、フリガナ及び個人番号を記載（フリガナは分かる場合)。非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載。

記載欄⑯【配偶者の合計所得】

配偶者控除または配偶者特別控除の適用がある場合、その対象となる配偶者の合計所得金額を記載。

※収入金額ではありません。

記載欄⑰【控除対象扶養親族等】及び、記載欄⑱【16 歳未満の扶養親族】

扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記載。

○非居住者である場合には区分の欄に下記数字を記載。

非居住者（30 歳未満または 70 歳以上）	01
非居住者（30 歳以上 70 歳未満、留学生）	02
非居住者（30 歳以上 70 歳未満、障害者）	03
非居住者（30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金）	04

○特定親族特別控除の適用を受ける場合には区分の欄に下記数字を記載

特定親族特別控除の額	区分（居住者）	区分（非居住者）	合計所得金額
63 万円	10	11	62 万円超　85 万円以下
61 万円	20	21	85 万円超　90 万円以下
51 万円	30	31	90 万円超　95 万円以下
41 万円	40	41	95 万円超　100 万円以下
31 万円	50	51	100 万円超　105 万円以下
21 万円	60	61	105 万円超　110 万円以下
11 万円	70	71	110 万円超　115 万円以下
6 万円	80	81	115 万円超　120 万円以下
3 万円	90	91	120 万円超　123 万円以下

記載欄⑲【５人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号】、【５人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号】

５人目以降の控除対象扶養親族等や 16 歳未満の扶養親族の個人番号を記載。個人番号の前に「摘要」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「摘要」欄の氏名との対応関係が分かるように記載。

記載欄⑳【本人該当区分】

未成年者、障害、寡婦、ひとり親等本人が該当する場合、「○」を記載。

記載欄㉑【支払者の個人番号又は法人番号】

支払をする方の個人番号又は法人番号を記載。

記載欄㉒【受給者生年月日】

元号を漢字（「明治」「大正」「昭和」「平成」又は「令和」）で記載。

※1 源泉控除対象配偶者…居住者（合計所得金額が 900 万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 95 万円以下である人をいいます。

※2 控除対象配偶者…居住者（合計所得金額が 1,000 万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 62 万円以下である人をいいます。

※3 同一生計配偶者…居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 62 万円以下である人をいいます。

※4 非居住者…国内に「住所」を有していない、又は、現在まで引き続き１年以上「居所」を有していない個人を「非居住者」といい、非居住者である親族とは「国外居住親族」を指します。

◆　提出期限

令和９年２月１日(月)

◆　提出にあたっての注意事項

①給与支払報告書(2 枚複写)を記載のときは、市町村提出用１枚を市町村へ、受給者交付用１枚を本人へ交付します。
給与支払報告書(3 枚複写)のときは、市町村提出用１枚を市町村へ、税務署提出用１枚は税務署へ提出し、受給者交付用１枚を本人へ交付します。※令和９年１月より市町村へ提出している場合は税務署への提出は不要となりますので、ご注意ください。

②受給者の住所地の市町村ごとに給与支払報告書(総括表)を添付し、それぞれの市町村へ提出します。
（滝川市提出分の総括表は同封しております。）

③平成 29 年度より特別徴収の完全指定を実施しており、原則、全て特別徴収の区分となります。

④普通徴収申請書に記載のある理由により特別徴収できない人は、申請書に記載のうえ区別します。
（普通徴収申請書は同封しております。）

⑤給与支払報告書は五十音順に並べます。

Ⅲ　年末調整事務に当たっての注意事項

■　税制改正について

令和８年度税制改正により、基礎控除・給与所得控除・扶養親族の所得要件の引き上げ・23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除等、大幅な改正がありますのでご注意ください。詳細は滝川市公式ホームページ及び国税庁ホームページをご参照ください。

Ⅳ　市道民税の特別徴収について

■　特別徴収の完全指定について（平成29年度～）

特別徴収とは、納税義務者である従業員が納めるべき税額を、従業員に代わって、事業主（給与支払者）が毎月の給与から天引き（６月から翌年の５月までの12回）して市に納入していただく制度です。所得税の源泉徴収義務がある事業主（給与支払者）は、地方税法第321条の３及び滝川市税条例第43条の規定により、市・道民税を給与天引きする義務があることから、北海道と滝川市では、特別徴収をされていない事業所に特別徴収の指定を行っています。また、すでに特別徴収を実施されている事業所においてもパートやアルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収を行っていただく完全指定を実施しています（ただし、普通徴収の要件に該当する従業員は除きます)。

■　特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出期限について

上記届出書は事業所で退職・転勤等があった場合、毎月末日までに届出いただいた分を翌月の中旬までに処理し、決定（変更）通知書をお送りします。届出書は異動月の末日までの提出が必要となります。

Ⅴ　eLTAXによる給与支払報告書の提出について

電子申告システム(eLTAX)による給与支払報告書の提出を受け付けております。電子申告を利用することにより、郵送コストの削減、提出先市町村毎の仕分け作業・封入作業等の省略、また、添付書類印刷の省略などの効果が見込まれることから、eLTAXの積極的利用をぜひご検討ください。なお、前々年において税務署に提出すべき法定調書の枚数が30枚以上※の場合はeLTAXまたは光ディスクによる提出が義務化されております。

※令和９年１月より「100枚以上」から「30枚以上」に引き下げられています。ご注意ください。

詳しくは、eLTAX(地方税ポータルシステムホームページ(https://www.lta.go.jp/))をご覧ください。

◎市区町村へ提出する「給与支払報告書」には支払いを受ける者、すべての扶養親族等及び支払者の個人番号又は法人番号の記載が必要です。給与の支払を受ける方に交付する「源泉徴収票」には個人番号の記載はしません。

◎ご不明点は、国税庁「令和８年分年末調整のしかた」「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

【問合先】〒073-8686　滝川市大町１丁目２番15号
滝川市役所　税務課市民税係（３階３番窓口）　電話：0125-28-8019（直通）